

両立支援等助成金申請にあたっての注意事項

1 申請書類の受付について

- 申請書類に不足・不備がある場合は、追加書類の提出や補正をお願いします。

指定期日までに不足書類の提出がない等の場合は、助成金を支給できません。

※指定された各様式に記載漏れがある場合や、審査に最低限必要な書類が一通り添付されていない場合は、申請を受理できず申請書類一式を返戻させていただく場合があります。

- 受付時には書類の形式的な確認のみ行います。後日、支給・不支給の判断に係る審査段階で再度審査に必要な書類提出等を依頼することがあります。

- 審査業務を迅速に行うため、郵送による写しの返却はお断りしています。返信用封筒を同封されていても対応いたしかねますのでご注意ください。申請書の写しが必要な場合は、あらかじめ申請書の控えをご用意の上、来局にてご申請ください。ご理解ご協力お願い申し上げます。

- 郵送の際は郵便事故防止のため、簡易書留等の配達記録が残る方法で郵送し、配達状況については、配達業者にご確認ください。配達記録が残らない郵便事故に関する責任は負いかねますのでご注意ください。

2 申請書類について

- 原則として、提出された書類により審査を行いますので、当局から支給要件を満たさない旨を告げられた際に書類の作成間違い等の主張をされても、事業主都合による書類の差し替えや訂正は認められず、客観的な資料に基づき、報告内容が誤りであったこと、真実の状況が支給要件を満たしていること、を少なくとも確認できない限り、不支給決定となります。

- 申請の際には、取組等を実際に行ったこと、及びその内容、取組日が客観的に確認できる書類を添付してください。支給要件を満たす取組等を行っていないにもかかわらず、実態と異なる書類を作成して添付することは虚偽の申請であり、不正受給にあたるおそれがあります。また、当局が助成金の支給に関して必要があると判断した場合、調査又は報告を求める場合がありますのでご協力をお願いします。

- 就業規則に労使協定に基づく除外規定を設けている場合は、関連する労使協定もご提出下さい。また、複数の事業所がある場合、本社等と対象労働者が生じた事業所双方の就業

規則を添付してください。

- 社会保険労務士等による代行提出の場合であっても、申請内容について直接申請事業主に問い合わせ・確認等を行う場合があります。

3 申請期限について

- 申請先は、申請事業主の本社等(人事労務管理機能を有する部署が属する雇用保険適用事業所)の所在地を管轄する都道府県労働局の雇用環境・均等部(室)となります。
- 消印の日付が申請期限内であっても、労働局への到達日が申請期限を徒過した場合は申請期限内に申請されたとは認められません。
- ご申請いただくケースごとに申請期間が異なりますので、申請期限をご確認のうえ余裕をもってご提出いただくようお願いします。

4 その他

- 支給要件や申請手続き等に関するお問い合わせにお答えすることは可能ですが、実際に助成金が受給できるかどうかについては、受理後の審査において判断することとなるため、事前のお問合せにて確約することはできません。
- 支給又は不支給の決定通知書は申請事業主に郵送します。(社会保険労務士による代行申請であっても社会保険労務士へは通知しておりません。)

5 両立支援等助成金の内容確認について

両立支援等助成金には、雇用保険適用事業所の事業主であるほか、様々な要件があります。事前に、厚生労働省のホームページ([両立支援等助成金 | 厚生労働省 \(mhlw.go.jp\)](https://www.mhlw.go.jp))をご覧ください。

お問い合わせ先

奈良労働局 雇用環境・均等室

〒630-8570 奈良市法蓮町387 (奈良第三地方合同庁舎2階)

電話番号:0742-32-0210